

第5節 資器材等提供

番号	分野	協定名称	協定先	協定の概要	締結日
1	資器材等提供	災害時における資器材等の提供に関する協定書	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	遺体の収容・資器材提供・安置施設の提供等	平成13年1月17日

【物資供給】締結機関連絡先

機関名	住所	担当課	電話番号	FAX番号
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会	東京都港区虎ノ門5丁目13-1			
（株）総合センター	呉市西中央2丁目2-12	本社	0823-23-1288	0823-33-0667

1 災害時における資器材等の提供に関する協定書（社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

災害時における資器材等の提供に関する協定書

呉市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）とは、災害時における資器材等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力）

第1条 呉市内において地震、風水害その他の災害（大規模な事故を含む。）が発生し、多数の死者が発生した場合に、甲は乙に対して次に掲げる事項を要請し、乙は当該事項に協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資材、機材及び消耗品の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 甲の要請により乙が応じられる事項

（要請）

第2条 前条の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事態が発生したときは、電話又はファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請に関する文書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請の理由
- (2) 要請の内容
- (3) 協力を要請する期間
- (4) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、乙のでき得る事項において、甲の指示に従い第1条各号に掲げる協力を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第1条各号に掲げる協力を行ったときは、次に掲げる事項を、文書をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な資材、機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) その他甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定による乙の報告があったときは、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙の協力に要した経費について、負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、一括して請求するものとする。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条の規定による請求があったときは、請求があった日から1か月以内に乙が指定する支払先に支払う。

（価格の決定）

第8条 遺体の収容及び安置に必要な資材、機材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生時直前における市場の適正な価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれ1名の連絡責任者を置き、甲にあっては総務部総務課長の職にある者を、乙にあっては専務理事を当該責任者とする。

（通知）

第11条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員の名簿を毎年3月末までに、甲に提出するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（実施日）

第13条 この協定は、平成13年1月17日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年1月17日

甲 呉市中央四丁目1番6号
呉市
呉市長 小笠原 臣 也

乙 東京都港区虎ノ門5丁目13番1号
社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
会 長 山 下 宗 吉